

青堀小学校改築基本構想・基本計画

目次(案)

1. 基本構想・基本計画の目的

2. 与条件の整理

2-1. 敷地の概要

- (1) 敷地
- (2) 敷地面積
- (3) 用途地域
- (4) 容積率・建蔽率
- (5) 既存建物の概要

2-2. 敷地周辺環境の概要

2-3. 児童数の推移と推計

2-4. 計画条件の課題等の整理

- (1) 学校等要望(アンケート結果等)
- (2) 検討委員会の意見
- (3) 必要諸室の検討
- (4) 敷地、建物に係る法規制等
- (5) 敷地内工作物等

3. 基本構想

1. 改築の基本方針
2. 施設のコセプト
3. 施設の基本構成
4. 整備施設(諸室)の想定
5. 施設の規模
6. 敷地利用について

4. 基本計画

4-1. 基本方針

- (1) 配置計画の基本的な考え方
- (2) 平面計画の基本的な考え方
- (3) 断面計画の基本的な考え方
- (4) 内外装計画の基本的な考え方
- (5) 構造計画の基本的な考え方
- (6) 設備計画の基本的な考え方
- (7) 防災計画の基本的な考え方
- (8) 防犯計画の基本的な考え方
- (9) 環境配慮計画の基本的な考え方

4-2. 土地利用計画及びゾーニング検討

4-3. 必要諸室

- (1) 必要諸室の配慮事項
- (2) 必要諸室 室数・面積

4-4. 配置計画

4-5. 平面計画

4-6. 断面計画

4-7. 施設構成図

5. 概算事業費

6. 事業計画スケジュール

7. 調査・検討資料

- (1) 既存建物アスベスト含有調査箇所一覧表
- (2) 地盤調査、測量調査内容
- (3) 敷地内既存工作物等の状況調査
- (4) インフラ整備状況
- (5) 卒業記念作品、記念樹木、モニュメント等の所在調査
- (6) 環境負荷軽減に関する検討
- (7) 防災機能を有した拠点施設としての機能及び構造の検討
- (8) ライフサイクルコストの検討

基本構想（案）

1. 改築の基本方針
2. 施設のコネプト
3. 施設の基本構成
4. 整備施設（諸室）の想定
5. 施設規模
6. 敷地利用について

本市では「富津市学校施設整備計画（平成30年3月）」において学校施設は未来を担う子供たちが生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民との交流や災害避難所の役割を果たす重要な施設であることから、長期間にわたり安全・安心かつ快適に使用していくための基本的な指針として策定しています。これらを踏まえ、施設づくりの基本方針を定めます。

1. 改築の基本方針

（1）学習環境の充実

- ア. これからの情報化、グローバル化など社会状況の変化に対応しうる学校教育を推進するためには、学校の創意工夫を活かした教育活動に柔軟に対応できる空間と、多機能で情報技術の発達にも配慮した施設整備が必要である。
- イ. 長期的な視点から将来の児童数に対応できる施設計画とし、新たな教育内容や教育方法に弾力的に対応できるように、用途や間仕切りの変更などが行える施設とする。

（2）生活空間としての環境づくり

児童が一日の大半を過ごす「生活の場」となることから、情緒の安定が図れ、豊かな人間性を育む空間として整備する。また、自然採光や室内の色彩の工夫、防音や遮音、室温や換気への配慮などにより、快適な施設とする。

（3）安全・安心な学校施設の推進

児童が安全で安心な学校生活を送れるよう、きめ細かく安全の確保に配慮する。見通しが良く、来訪者の確認や不審者の侵入抑止がしやすい施設とするとともに、学校内にあるすべての施設・設備については、児童の多様な行動に対して安全性を十分に配慮する。

（4）環境への配慮

環境負荷に配慮した「エコスクール」を目指し、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、資源の再利用、学校の緑化など環境に配慮した施設とする。また、「食育」に関する学習を実施しやすい環境を備えた施設とする。

（5）施設のバリアフリー化の推進

障害の有無や程度、年齢などにかかわらず、すべての人にとってやさしく使いやすい施設とする。

(6) 防災拠点機能の向上

震災や風水害などの大規模な災害が発生した際の地域防災拠点としての役割を担うことができるよう、建物の耐震性の確保など、災害に強い施設とする。また、災害時の使用も考慮した校舎のレイアウトとするとともに物資・資機材倉庫の設置など、災害時の対応に配慮した施設とする。

(7) 地域活動の拠点

高齢者、保護者、民間企業、団体・機関等幅広い地域住民等の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」を目指す地域学校協働活動の場となる施設とする。また、地域活動や生涯学習の拠点となるよう、学校施設の有効利用や、将来の機能付加・機能転換が円滑に進むような施設構造・施設形態とする。

(8) まちづくりへの配慮

地域別のまちづくりなどと調和した学校施設とし、市の将来像「誇りと愛着を持てるまち ふっつ」の実現に寄与する。

(9) ライフサイクルコストの縮減

限られた事業費の中で必要な諸室、機能を効果的かつ効率的に配置する等、建設の初期投資を抑えるだけでなく、日々の光熱水費や将来的に発生する改修・維持・管理にかかるメンテナンス費用にも考慮した、ライフサイクルコストの縮減を図る。

(10) 改築工事期間中の児童への配慮

改築工事期間中においては、保護者や地域、近隣校を含めた多くの人たちの協力を得ながら、学習や遊びの場を確保するなど、児童が可能な限り安定した学校生活を送れるよう、安全と学習環境に十分配慮する。

2. 施設のコンセプト

- **多様な学習に対応可能な学習空間と生活空間としての施設整備**
 - ・普通教室と一体となるオープンな学習空間を設けることにより、自ら学びやすい学習環境を提供する。
 - ・児童たちが勉強、食事、遊び、交流など様々なシーンを過ごすための居心地の良い空間づくりを目指す。
 - ・図書室（情報センター）は調べ学習や交流の中心施設として位置づけ、総合的な学習や情報収集・選択・活用する学びの場となるように整備する。

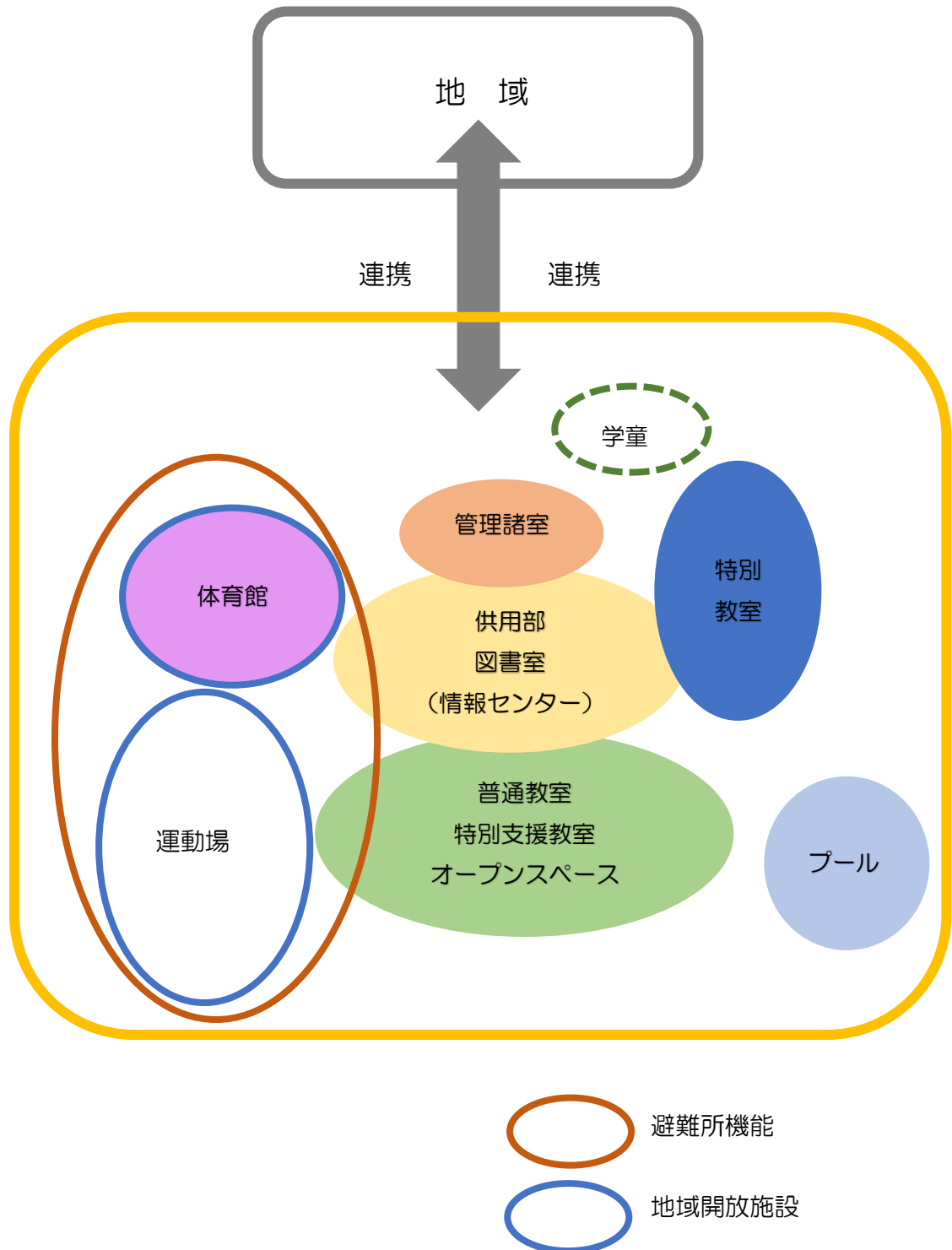
- **安全・安心な施設整備**
 - ・学校施設として基本的な耐震性能、安全性能を確保する。
 - ・近隣道路の交通量状況や児童の登下校ルートに配慮した通学門の整備をする。
 - ・外部からの侵入に対し、児童の安全確保を図ることに配慮した施設とする。
 - ・通学動線と車両進入動線の分離及び保護者送迎用駐車場を確保する。
 - ・地域の人々が様々な目的で学校活動や行事に参画し、みんなで見守っていく地域の学校を目指す。

- **地域に開かれ、地域とつながる施設整備**
 - ・地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動ができる施設を目指す。
 - ・大規模な災害が発生した際の地域防災拠点として位置づけ、防災備蓄倉庫や避難場所の機能としての設備を整備する。
 - ・避難所運営時や社会体育活用の際に、自家用車のアクセスを考慮し、駐車スペースを確保し、地域住民が活用しやすい施設とする。

- **環境や人にやさしい施設整備**
 - ・屋根や外壁の断熱化など省エネルギー性能の向上、再生可能エネルギーの導入などを積極的に行う。
 - ・スロープ、バリアフリートイレ、エレベータ等のバリアフリー化を徹底し、高齢者や障害のある人にも利用しやすい施設とする。

3. 施設の基本構成

施設のコセプトをふまえ、施設の基本構成イメージを次のとおり示します。
普通教室での学習環境の充実、図書室（情報センター）が活用しやすく、地域との連携（地域開放・災害時避難等）がスムーズな施設構成とします。



4. 整備施設（諸室）の想定

普通教室	18室（多目的スペース含む）
特別支援教室	5室
特別教室	理科教室、音楽教室、図画工作室、家庭科教室、図書室 教育相談室
多目的室等	多目的室（少人数授業用教室、児童会室兼用） ことばの教室、日本語教室など
管理諸室	校長室、職員室、保健室、更衣室、印刷室、用務員室、 湯沸室、放送室、教材室、配膳室、会議室など
体育施設	体育館、プール、運動場
外構等	門扉、フェンス、駐車場、その他付属施設

5. 施設規模

文部科学省基準※により学級数に応ずる必要面積を算定すると以下のとおりとなる。

算定条件	着工年度	R7年の学級数推計
	普通学級	18 特別支援学級 5

(1) 校舎

○文部科学省基準による必要面積

普通学級分（18学級以上）	5,000㎡
特別支援学級分	168㎡×5学級 = 840㎡
	<u>5,840㎡</u>

多目的教室加算の場合

$$(5,000 + 840) \times \text{加算率 } 1.108 = \underline{6,470.72 \text{㎡}}$$

多目的室及び少人数授業用教室加算の場合

$$(5,000 + 840) \times \text{加算率 } 1.180 = \underline{6,891.20 \text{㎡}}$$

⇒ 校舎の想定面積は、6,891.20㎡程度とする。

【参考】

●危険改築事業の補助対象面積

$$\begin{aligned} & \text{着工年度の保有面積 } 6,028 \text{㎡ (危険校舎)} - 88 \text{㎡ (危険でない倉庫等)} \\ & = \underline{5,940 \text{㎡}} \end{aligned}$$

青堀小学校の場合は危険改築事業となるため、校舎改築面積 5,940 m²を超える面積の工事費分は国の補助対象から除外される。

(2) 屋内運動場

○文部科学省基準による必要面積

16 学級以上の場合 1,215 m²

⇒ 屋内運動場の想定面積は、1,215 m²程度とする。

【参考】

●危険改築事業の補助対象面積

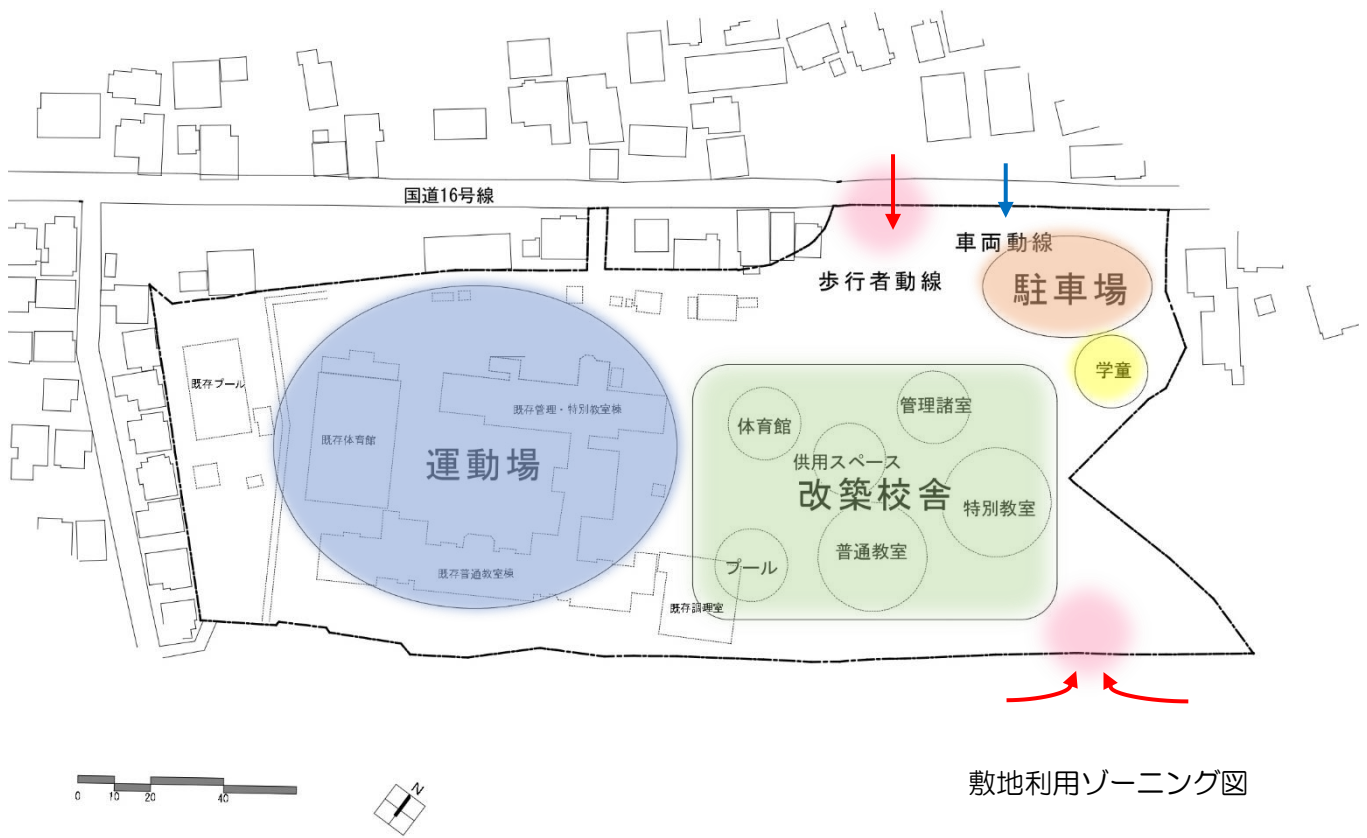
着工年度の保有面積 805 m²

青堀小学校の場合は危険改築事業となるため屋内運動場改築面積 805 m²を超える面積の工事費分は国の補助対象から除外される。

※：義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）

6.敷地利用について

- 現在の運動場側に校舎棟、体育館、プールを含めて全ての建物を配置する計画とする。
- 運動場は既存校舎、体育館など解体後の跡地に配置する。
- 児童の登下校の通学動線は、国道16号線側と線路側からのルートを確認する。
- 駐車場はアクセスしやすい国道16号線側に配置する。
- 学童施設は学区内の設置状況に応じて敷地内の設置が可能となるよう用地を確保する。



- 校門予定設置位置
- ← 児童動線
- ← 車両動線